

4日に臨床尋問

細川元チツ ソ病院長 水俣病の原因で

熊本地裁

とめた。三十七年退社後は郷里の
登壇大洲市で医館を経営してい
たが、昨年五月からガン研付属病
院に入院している。

細川氏はさる二十二年から三十

同年院からの連絡は二十二日
夜、黒川利雄院長が熊本地裁に直
接電話して来たもので「これから
二十日以内なら、一日限り、それ
も午前と午後各二時間ずつ臨問に
耐えうる病状だ」というもの。こ
のため同地裁では第五回口頭弁論

熊本地裁は二十三、水俣病裁
判で先に原告側から証人申請があ
っていた元チツソ水俣工場付属病
院長細川一氏（ふく）東京都豊島区
ガン研付属病入院中一の臨床尋
問を七月四日午前十時から行なう
ことを決めた。同地裁の照会に対
する病院側の「尋問に耐えうる」
との回答が同日あったためで、こ
の結果七月十日に予定されている
第五回口頭弁論では細川氏の証言

の開かれる七月十日以前の四日、
斉藤裁判長らが上京して、同病院
で細川氏の臨床尋問を行なうこと

にした。
いっぽう、さる五月二十日の第
四回口頭弁論のさい原告側が被告
の会社側に釈明を求めていた「会
社側はネコ実験の結果をいつ、ど
のようにして知ったか」などに対
する釈明書も同日熊本地裁民事三
部に提出された。

この釈明書の中で会社側は「水
俣病研究のためネコを使って種々
の物質を授与し、観察する実験は

細川氏を中心として同病院の医師
数人が行なっていた。授与物質は
病院側が独自に決めたものも、工
場技術部から授与を依頼したもの
もある」また実験結果をいつ、ど
んな形で知ったかについては「技
術部と病院が水俣病について打ち
合わせを行なったさい、工場とし
て水俣病に関する研究結果をまと
めるため病院に実験結果などの資
料提供を求めたときなどだ。しか

しく同病院での実験は約八百匹に
及ぶ多数のネコについて行なわれ
たもので、各実験結果は一例一例
そのつど報告することにはなっ
ておらず、また報告がされた場合も
主として口頭だったので現在とな
ってはすべての実験例について報
告がなされたかどうか、またそれ
ぞれがどんな報告だったか明確に
は出来ない」と述べ、いつ知った
かの期日は明確にされていない。